別記様式

（表　面）

第　　号

氏名

年　　月　　日生

環境衛生監視員証

年　　月　　日交付

年　　月　　日限り有効

所　属　庁

所 属 庁
印

写真ちよう付

所
属
庁
印

この環境衛生監視員証を携帯する者は、下表各項に掲げる法律のうち、所属庁証明印の欄に所属庁証明印のある法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は裏面のとおりであります。

法　律　の　名　称	所　属　庁　証　明　印
理容師法(昭和22年法律第234号)	
墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)	
興行場法(昭和23年法律第137号)	
旅館業法(昭和23年法律第138号)	
公衆浴場法(昭和23年法律第139号)	
化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)	
クリーニング業法(昭和25年法律第207号)	
美容師法(昭和32年法律第163号)	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	

（裏　面）

理容師法抜すい

第13条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、理容所に立ち入り、第9条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2　第4条の13第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第4条の13　（第1項略）

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

墓地、埋葬等に関する法律抜すい

第18条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2　当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

興行場法抜すい

第5条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、興行場に立ち入り、第3条第1項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2　当該職員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

旅館業法抜すい

第7条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において次条第三項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3　当該職員が、前二項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

公衆浴場法抜すい

第6条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に公衆浴場に立ち入り、第2条第4項の規定により付した条件の遵守若しくは第3条第1項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2　当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

化製場等に関する法律抜すい

第6条　都道府県知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は当該職員に、化製場若しくは死亡獣畜取扱場に立ち入り、その構造設備及び前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2　前項の規定により当該職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

クリーニング業法抜すい

（立入検査）

第10条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、クリーニング所又は業務用の車両に立ち入り、第3条、第3条の2第2項及び第4条に規定する措置の実施状況を検査させることができる。

2　第7条の13第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第7条の13　（第1項及び第2項略）

3　前2項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

美容師法抜すい

（立入検査）

第14条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、美容所に立ち入り、第8条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2　第4条の13第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第4条の13　（第1項略）

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律抜すい

（報告、検査等）

第11条　都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、特定建築物に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

2　第7条の15第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（報告、検査等）

第12条の5　都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、登録業者に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、登録営業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　第7条の15第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第7条の15　（第1項略）

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考　この用紙の大きさは、A5とし、厚紙を用い、中央の点線の所で二つ折りとする。